

第 4 次坂井市福祉保健総合計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 委託業務名

第 4 次坂井市福祉保健総合計画策定支援業務

2. 趣旨

令和 9 年度から 6 年間を計画期間とする「第 4 次坂井市福祉保健総合計画」を策定するにあたり、策定に関する専門的見地からの支援業務を行い、現在の社会情勢や市民の意識の実態に対応した計画を策定することを目的とする。

計画策定においては、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、適切かつ確実に業務を履行できる委託事業者を選定する。

3. 業務内容

仕様書のとおり

4. 契約期間

契約予定日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 契約形態

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約

6. 提案限度価格

7,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、令和 7 年度上限額は、1,900,000 円（税込）。令和 8 年度上限額は、5,300,000 円（税込）。

7. 応募要件

坂井市とともに本計画を策定するため、総合的な企画力、技術力、実績、信用等を有し、下記に掲げる要件をすべて満たす企業とする。

- （1）国内に営業拠点があること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの開始若しくは開始申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始若しくは開始申立てをしている者でないこと。

- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (6) 過去10年以内に地方自治体からの発注によって福祉計画の策定業務又はそれに類する業務を受託し、完了した実績があること。

8. 応募手続き

(1) 応募書類の提出

①プロポーザルへの参加を希望するものは、令和7年8月22日（金）午後5時（必着）までに、提出書類1から10（以下、「応募書類」という。）をメール及び郵送等により、(3)の市役所の提出場所に電子データ及び書面で提出すること（持参する者は代理人でも可。書面：各5部（正本1部・副本4部））。また事務局担当者に受領したことを必ず確認すること。

持参の場合は土、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

また、郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル応募書類在中」と朱書きすること。

②期間外、時間外の提出は受け付けない。

③提出期間終了後は、応募書類の修正には応じない。

④応募状況等の問い合わせには応じない。

⑤応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式7）を、応募書類を提出した市の提出場所に提出すること。

⑥応募書類は返却しない。

【提出書類】

1	参加表明書（様式1）
2	誓約書（様式2）
3	会社概要（様式3）
4	類似業務実績書（様式4）
5	履歴事項全部証明書（発行後3か月を超えないもの）※写し可
6	国税及び地方税の納税証明書 ・国税 滞納がないことの証明 ・県税 滞納がないことの証明 ・市税 最新の納税証明書
7	企画提案書 ※任意様式
8	業務実施体制 ※任意様式
9	業務工程表 ※任意様式

10	参考見積書（様式5）※見積額の明細が分かるよう内訳書を添付すること
11	質問書（様式6）
12	応募辞退届（様式7）

※ 上記様式1～7の中にも、添付書類を指定するものあり。

（2）質問

質問については、質問書（様式6）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

①提出期間 令和7年7月22日（火）～7月29日（火）

②提出先 電子メール：fukushi@city.fukui-sakai.lg.jp

③提出方法

電子メールで提出すること。

提出後は送信した旨の連絡をすること。また、提出期限までに必着のこと。

④質問書の回答

質問に対する回答は、令和7年8月8日（金）までに参加申込提出者全員に電子メールにより回答する。また、8月8日以降の参加申込者に対しても、質問事項及び回答内容を公表する。

（3）応募書類の提出場所

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1 坂井市健康福祉部社会福祉課

電子メール：fukushi@city.fukui-sakai.lg.jp

9. 候補者の選定

- （1）選定委員会を設置し、提出された応募書類及び面接（プレゼンテーション及び質疑応答）に基づき、審査する。
- （2）選定委員会は、参加者の状況に応じて対面またはオンライン（例：Zoom、Microsoft Teams 等）で柔軟に開催する。オンラインの場合は、接続情報や操作方法等を事前に通知する。
- （3）選定委員会では、提出した応募書類の審査及び必要に応じてヒアリングを実施する。補足説明資料その他の追加資料の配布及び説明は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パワーポイント等を用いた説明は許可する。また、応募書類に不足がある場合、提出を求めることがある。（提出を求めても不足書類の提出がない場合は、参加資格を失う）。
- （4）選定委員会の終了後、各委員が各企画提案書等の採点を行い、評価点の合計が最も高いものを委託候補者として選定する。
- （5）選定の結果は、提案者宛に通知するとともに、坂井市ホームページにおいて公表す

る。

【審査項目】

審査項目		内 容	配点
全体	業務目的の理解度	仕様書等を十分に理解し、業務の内容を達成できる提案となっているか。	10
実績	業務実績	類似業務の履行実績があり、今回の業務を実施する上で、十分な経験を有しているか。	15
業務実施体制	人員配置	提案内容を実現できる適切な人員配置や役割分担がなされているか。	10
	専従性	主たる担当者が専従で集中的に策定作業に当たれるか	5
提案内容	坂井市の理解度	坂井市の福祉制度、地域福祉や高齢者福祉及び障がい者福祉等の現状を理解、認識しているか	10
	分析力	国や県の法制度及び関連計画等、地域福祉を取り巻く社会動向を把握しているか 坂井市に関する各種統計データを適切に使用した分析がなされているか 独自性のある分析がなされているか	15
	企画力、提案力	坂井市の福祉の目指すべき方向性がイメージできる提案となっているか 本業務の効果を高める独自性のある提案がなされているか	15
	工程	業務工程毎にスケジュールや手法を明確に示しているか	10
	会議支援	資料作成、会議運営支援等が適切・迅速に実施できるか	5
価格	価格	業務内容と価格が適正か	5
合計			100

10. 契約の締結

- (1) プロポーザルの結果、選定された候補者と業務委託契約の仕様等について協議・調整を行い、委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が辞退、又は資格を喪失したときは、評価点の合計が次点の事業者を候補者として契約締結の協議を行う。
- (3) 本プロポーザルは優先交渉権の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内

容は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

11. スケジュール

1	公示	令和 7 年 7 月 22 日（火）
2	質問受付	令和 7 年 7 月 22 日（火）～ 7 月 29 日（火）
3	応募受付	令和 7 年 7 月 22 日（火）～ 8 月 22 日（金）
4	選定委員会	令和 7 年 9 月中旬（予定）
5	選定委員会結果通知の送付	令和 7 年 9 月下旬（予定）
6	契約締結・業務開始	令和 7 年 11 月 4 日（予定）

※スケジュールは変更する場合がある。

12. 失格

次に該当するものは、失格とする。

- （１）提出書類に虚偽の記載をした者
- （２）応募書類提出時点において、「７．応募要件」の条件を満たさないことが認められた者
- （３）応募書類提出後、審査終了までの間に、「７．応募要件」の条件を満たさなくなった者
- （４）本実施要領に示す応募書類の作成及び提出に関する条件を逸脱した提案を行った者
- （５）見積金額が、「６．提案限度価格」を超える提案を行った者
- （６）選定の公平性に影響を与える行為をした者
- （７）選定委員会委員に対し、選定に係る接触の事実が認められた者

13. その他

- （１）応募者は、本プロポーザルに対し、一つの提案しか行えないものとする。応募する企業の構成員は、他の提案の応募者の構成員となることはできない。
- （２）手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （３）プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- （４）提出された書類は返却しない。また、提出された書類について、坂井市情報公開条例（平成 18 年坂井市条例第 16 号）の規定に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。
- （５）提出された書類は、委託事業者の選定以外に、提案者に無断で使用しない。ただし、委託事業者選定を行う場合に、必要な範囲において複製することがある。
- （６）企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、提案者が負うものとする。

- (7) 本市が指定する場合を除き、提出期限以降における書類の再提出、追加及び差し替えは認めない。また、提出書類に記載した業務責任者、管理技術者及びその他の技術者は、特別の理由があると市が認めた場合を除き、変更することができない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をしたことにより失格となった者に対して、指名停止を行うことがある。
- (9) 参加表明書を提出する者が1社である場合は、評価点の平均が6割以上の場合、合格とする。評価点の平均が6割未満の場合、また、参加表明書を提出する者がいない場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る参加資格の変更または履行期間の変更を行うことがある。

14. 問い合わせ先

坂井市健康福祉部社会福祉課 坂井市坂井町下新庄 1－1

電 話：0776－50－3041

F A X：0776－68－0324

電子メール：fukushi@city.fukui-sakai.lg.jp